



以下は、厚生労働省老健局振興課福祉用具・住宅改修係から、本会に提供のあった事故情報です。各都道府県・市町村介護保険担当者宛に発出されたメール通知「情報提供／福祉用具の重大製品事故報告について（H26.8.15）」の内容を知らせるものです。本会が、通知内容をワード文書に置き換えています。関係各位にご周知ください。  
(平成26年8月19日・ふくせん事務局)

- タイトル／【情報提供】福祉用具の重大製品事故報告について（H26.8.15）
- 通知元　／厚生労働省老健局振興課福祉用具・住宅改修係
- 通知先　／各都道府県・市町村介護保険担当者
- 通知内容（以下の囲み）

平素から介護保険行政の推進に格段の御高配を賜り厚く御礼を申し上げます。

消費者庁が平成26年8月15日付で公表した重大製品事故のうち、介護ベッド用手すりに関する事故が1件ありました。

福祉用具の使用に際しては、利用者の心身の状況や生活環境等に応じた選定がなされた上で、利用者が適切に使用するよう、継続的な使用状況の確認等、安全性を確保する措置を講じていくことが重要です。

福祉用具は、介護保険給付の対象種目としての使用、介護保険施設等の設備、備品としての使用など、様々な使用状況が想定されますが、いずれの状況においてもこれらの福祉用具が適切に使用され、事故等の発生が防止されるよう御理解・御協力を願います。

ついでには、福祉用具貸与サービスとして福祉用具を提供する場合には、福祉用具貸与事業者におかれては福祉用具貸与計画の留意事項等を活用し、利用者や家族に対し操作方法及び利用者の状態や利用環境を踏まえた誤作動のリスク・安全対策に関して説明を行うことで適切に福祉用具が使用されるよう、福祉用具貸与事業者へのご連絡、注意喚起をお願いいたします。

特に、介護ベッド用手すりのすき間に関する安全対策（新JIS製品への取替、すき間をふさぐ対策等）の必要性について、福祉用具貸与事業者へのご連絡をお願い致します。

#### <平成26年8月15日公表の事故の概要>

○事故発生日：平成26年7月6日

○報告受理日：平成26年8月13日

○製品名：介護ベッド用手すり

○事故発生地：神奈川県

○被害状況：死亡1名

○事故内容：

当該製品をベッドに設置して使用していたところ、使用者（80歳代）が、当該製品自体のすき間に頭部が入った状態で発見され、死亡が確認された。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。

○備考：事業者が事故を認識したのは8月7日。

【参考】公表資料のURL

[http://www.caa.go.jp/safety/pdf/140815kouhyou\\_1.pdf](http://www.caa.go.jp/safety/pdf/140815kouhyou_1.pdf)

これまでに消費者庁及び製品評価技術基盤機構から公表された福祉用具に関する製品事故が、日本福祉用具・生活支援用具協会において公表されています。  
また、医療・介護ベッド安全普及協議会において、介護ベッドの安全対策に関する資料が公表されています。関係団体や介護サービス事業者等に周知いただき、福祉用具の適切な使用と事故の防止にご活用下さい。

日本福祉用具・生活支援用具協会（JASPA）

<http://www.jaspa.gr.jp/accident/index.html>

医療・介護ベッド安全普及協議会

<http://www.bed-anzen.org/index.html>